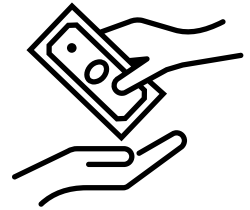


独立請負業者保護条例ファクトシート

この文書の翻訳版については、こちらでご要請下さい：(206) 256-5297。

シアトルの独立請負業者保護条例 (Seattle's Independent Contractor Protections Ordinance) は、請負契約の締結前、および給与支払い時に、対象雇用事業者が独立請負業者に書面の提供をすることを義務付けます。独立請負業者は、契約条件または契約前の情報開示の条件に定められている報酬の支払期日、それ以前、または 30 日以内に支払いを受けなければなりません。



適用範囲

どの労働者がこの法律の適用対象となりますか？

独立請負業者は、雇用事業者により雇用され、報酬と引き換えにサービスを提供する自営業者です。この法律は、以下に記載のいくつかの例外¹を除いて、すべての独立請負業者に適用されます。

どの会社がこの法律の適用対象となりますか？

この法律は、非営利事業を含む事業、または商業活動に定期的に従事する雇用事業者に適用されます。

どの仕事がこの法律の適用対象となりますか？

契約の仕事が法律の適用対象になるかは、サービスの性質とサービスの価値に基づきます。

📍 サービスの性質

シアトルで行われる仕事

雇用事業者仕事がシアトルで行われることを知っている、または知る理由がある

💰 サービスの価値

\$ 600を超える契約

複数の契約は1年以上の契約にまとめることができる

¹この法律の対象とならない独立請負業者は、弁護士、TNC サービスの運転手（例：Uber や Lyft の運転手）、および雇用事業者と独立請負業者の関係が不動産賃貸契約（例：ヘアスタイリストがサロンでブースを借りているなど）に限定されている状況、および労働基準局長の規定により定義されているその他の独立請負業者です。[労働基準局 \(Seattle Office of Labor Standards, OLS\) のニュースレター](#)にサインアップする、または次の OLS ウェブサイトで最新情報をご確認下さい：www.seattle.gov/laborstandards。

シアトル労働基準局

この文書では法律の説明がされています。注意：労働基準局により提供される情報は、法的助言、または局の決定としてみなされたり、読者と弁護士/依頼者間の秘匿特権を確立するものではありません。これは法規制の代用として使用されるべきではありません。

要件

適時な支払い要件



雇用事業者は以下の条件下で独立請負業者に「適時に支払い」をしなければなりません。

- 1) 契約条件、
- 2) 労働前の書面上の条件、または
- 3) 30 日以内。

情報開示要件

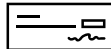
雇用事業者は、下記の労働前および書面の支払い明細情報を、対象となるすべての独立請負業者に開示しなければいけません。— テンプレート通知は[こちらのウェブサイト](#)をご確認下さい。

1. 労働前の書面通知の要件



- | | |
|------------------|---------------------------|
| ▪ 日付 | ▪ 支払い基準 |
| ▪ 独立請負業者名 | ▪ チップおよび/またはサービス料金の配分ポリシー |
| ▪ 雇用事業主名 + 連絡先情報 | ▪ 経費および雇用事業者により払い戻される経費 |
| ▪ 仕事内容 | ▪ 控除、手数料、または料金 |
| ▪ 就業場所 | ▪ 支払いスケジュール |
| ▪ 貸金率 (1 つまたは複数) | |

2. 書面の支払い明細情報の要件



- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ▪ 日付 | ▪ チップおよび/またはサービス料の配分法 |
| ▪ 独立請負業者名 | ▪ 支払い基準 |
| ▪ 雇用事業主名 | ▪ 雇用事業者により払い戻される費用 |
| ▪ 支払いの対象となるサービス内容 | ▪ 総支払額 |
| ▪ 支払いの対象となるサービスが提供される場所 | ▪ 控除 |
| ▪ 貸金率 (1 つまたは複数) | ▪ 控除後の純支払額 |

情報

最新情報については、当局のウェブサイトをご覧ください。こちらのサイトでニュースレターにサインアップして下さい：www.seattle.gov/laborstandards。

独立請負業者保護条例の詳細については、こちらをご覧ください：

<http://www.seattle.gov/laborstandards/ordinances/independent-contractor-protections->

シアトル労働基準局

当局の使命は、人種的および社会的正義を守り、コミュニティおよび事業への思慮深い従事、ならびに施策の戦略的实施および革新的な策定を通じて労働基準を強化させることです。

当局のサービス

- 苦情の調査
- 労働者への働きかけ
- 事業のための技術支援
- 情報提供および紹介

言語通訳と翻訳をご利用いただけます。障害者のために合理的配慮をしています。サービスは無料です。

詳細情報

電話：(206) 256-5297

Eメール：

laborstandards@seattle.gov

ウェブサイト：

seattle.gov/laborstandards

シアトル労働基準局

この文書では法律の説明がされています。注意：労働基準局により提供される情報は、法的助言、または局の決定としてみなされたり、読者と弁護士/依頼者間の秘匿特権を確立するものではありません。これは法規制の代用として使用されるべきではありません。